

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	ひとり親家庭等医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大月市長

公表日

令和4年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成事務
②事務の概要	医療費助成条例に基づき、ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費助成のための事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ① 医療費助成の資格確認 ② 医療費助成対象家庭等への医療証の交付 ③ 医療費助成の認定及び通知 ④ 現況届の審査及び認定、通知 ⑤ 転出、転入等による世帯情報の変更及び資格喪失等の確認
③システムの名称	福祉医療システム、中間サーバー、宛名システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項並びに番号法第9条第2項に基づき市が定める条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部子育て健康課
②所属長の役職名	福祉介護課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部子育て健康課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部子育て健康課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第2項並びに番号法第9条第2項に基づき市が定める条例(予定)	番号法第9条第2項並びに番号法第9条第2項に基づき市が定める条例		
平成29年4月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号		
平成29年4月1日	I-5-②所属長	福祉課長 久保田 一正	福祉課長 山口 武彦		
平成30年8月9日	I-5-②所属長の役職	福祉課長 山口 武彦	福祉課長		
平成30年8月9日	II-1評価対象の事務の対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		
平成30年8月9日	II-1いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		
平成30年8月9日	II-2いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		
令和1年6月19日	IVリスク対策		様式変更に伴う追加		
令和2年6月19日	II-1いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月10日時点		
令和2年6月19日	II-2いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月10日時点		
令和3年4月1日	I-5-①部署	市民生活部福祉課	市民生活部子育て健康課		
令和3年4月1日	I-5-②所属長の役職名	福祉課長	子育て健康課長		
令和3年4月1日	I-7請求先	市民生活部福祉課	市民生活部子育て健康課		
令和3年4月1日	I-8連絡先	市民生活部福祉課	市民生活部子育て健康課		
令和4年3月7日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号		